

(平 11.11.30)
(總 40 - 3)

說 明 資 料 ②

(外形標準課税關係)

法 人 事 業 税 の 概 要

- (1) 課税団体 都道府県
- (2) 納税義務者 都道府県に事務所又は事業所を設けて事業を行う法人
- (3) 課税標準 所得及び清算所得（原則として法人税の所得計算の例により算定）
ただし、電気・ガス供給業、保険業にあつては収入金額
- (4) 標準税率

① 所得金額課税法人

現 行	改 正 前
(平成11年4月1日以後に開始する事業年度について適用)	
普通法人	普通法人
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超800万円以下の所得 7.3%(Δ1.1%)	年400万円超800万円以下の所得 8.4%
年800万円超の所得及び清算所得 9.6%(Δ1.4%)	年800万円超の所得及び清算所得 11%
特別法人（協同組合等）	特別法人（協同組合等）
年400万円以下の所得 5.0%(Δ0.6%)	年400万円以下の所得 5.6%
年400万円超の所得及び清算所得 6.6%(Δ0.9%)	年400万円超の所得及び清算所得 7.5%

(現 行) (改正前)

- ② 収入金額課税法人 収入金額の1.3% 1.5%

- (5) 税 収 48,294億円（平成9年度決算額）

(参考)	
平成3年度決算額	64,763億円
	↓
平成11年度地方財政計画額	39,102億円

外形標準課税の検討の経緯等について

昭和24年9月 シャウプ使節団『日本税制報告書』（第一次シャウプ勧告）

昭和25年）
昭和26年） 道府県税として「附加価値税」創設（昭和29年に、実施されないまま廃止）

昭和39年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税が適当（所得以外の基準は加算法の付加価値額によることが適当）と答申

昭和43年 政府税制調査会が、事業税の外形標準課税の仮案（所得金額と加算法による付加価値額の併用案）を答申

平成 8年 政府税制調査会法人課税小委員会報告

「事業税に外形標準課税を導入することは、事業に対する応益課税としての税の性格の明確化に加え、都道府県の税収の安定的確保、赤字法人に対する課税の適正化にも資するものと考えられる。」

「外形基準については、これまでの検討経緯や、事業の人的・物的活動量を的確に表すこと等から、今後とも、加算法による所得型付加価値を検討の中心としながら、引き続き幅広く検討することが必要であると考ええる。」

「外形標準課税の問題は、業種別税負担や都道府県別税収の変動、消費税や地方消費税との関係など、……なお検討すべき課題が多い。今後、これらの課題について更に検討を深めることが適当である。」

平成 9年 政府税制調査会答申

「地方の法人課税については、平成10年度において、事業税の外形標準課税の課題を中心に総合的な検討を進めることが必要です。」

平成10年 政府税制調査会に地方法人課税小委員会を設置（4月）

政府税制調査会答申（12月）

「引き続き、地方法人課税小委員会を中心に、法人事業税に外形標準課税を導入することについて、具体的な外形基準のあり方や税制度の簡素化の工夫、企業経営や雇用への影響などの諸課題を含めて、精力的に検討を進めることとします。」

平成11年 政府税制調査会地方法人課税小委員会報告（7月9日）

「地方法人課税小委員会報告」のあらまし

外形標準課税の意義

地方分権を支える安定的な地方税源の確保

応益課税としての税の性格の明確化

税負担の公平性の確保

経済構造改革の促進



※ 課税の仕組みについて、専門的・理論的に検討

望ましい外形基準のあり方

事業活動規模を適切に表すもの、
普遍性、中立性

簡素で納税事務負担が小さな仕組み



小委員会で検討した外形基準の4つの類型

①事業活動によって生み出された価値 (事業活動価値(仮称))

- ・「利潤」+「給与総額」+「支払利子」+「賃借料」により算定
- ・法人事業税の全体を事業活動価値による課税とすべき(経過措置として所得基準による課税と併用)

②給与総額

- ・給与総額は事業活動価値の概ね7割を占めているもの
- ・所得基準による課税と併用することが適当
- ・事業活動価値に近似する仕組みとの性格付けが可能

③物的基準と人的基準の組合せ

- ・物的基準(事業所家屋床面積、事業用資産の価額又は減価償却費)と人的基準(給与総額)の組合せ
- ・所得基準による課税と併用することが適当

④資本等の金額

- ・資本等の金額の区分ごとに定額で課税(事務所等の数や従業者数を加味)
- ・所得基準や他の外形基準による課税との組合せを基本とすることが適当

※・税率は、受益に応じた税負担という観点から、基本的に、比例税率が適当。
・これまでの税收規模が大きく変化することは前提とせずに課税の仕組みを検討。

改革に伴う諸課題

外形標準課税の導入に際しての課題

- ①税負担変動について、税負担能力への配慮等から、所得基準による課税と併用
- ②納税事務負担軽減等の観点からの簡素化の工夫
- ③外形基準に応じ既存地方税との所要の調整

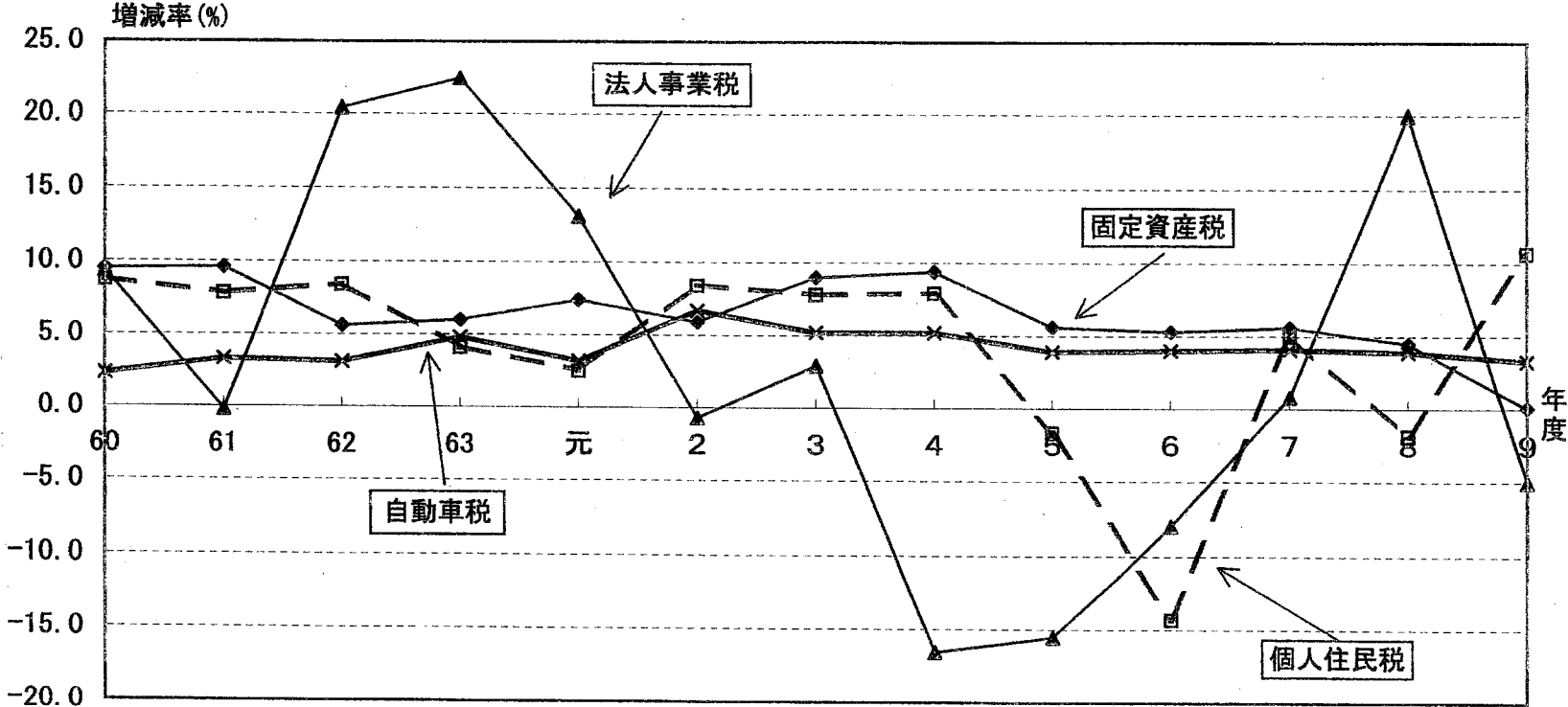
税負担等への配慮に関する課題

- ①中小法人に対する一定の配慮が必要
- ②雇用への影響についての留意が必要
- ③適切な経過措置が必要

(結び)

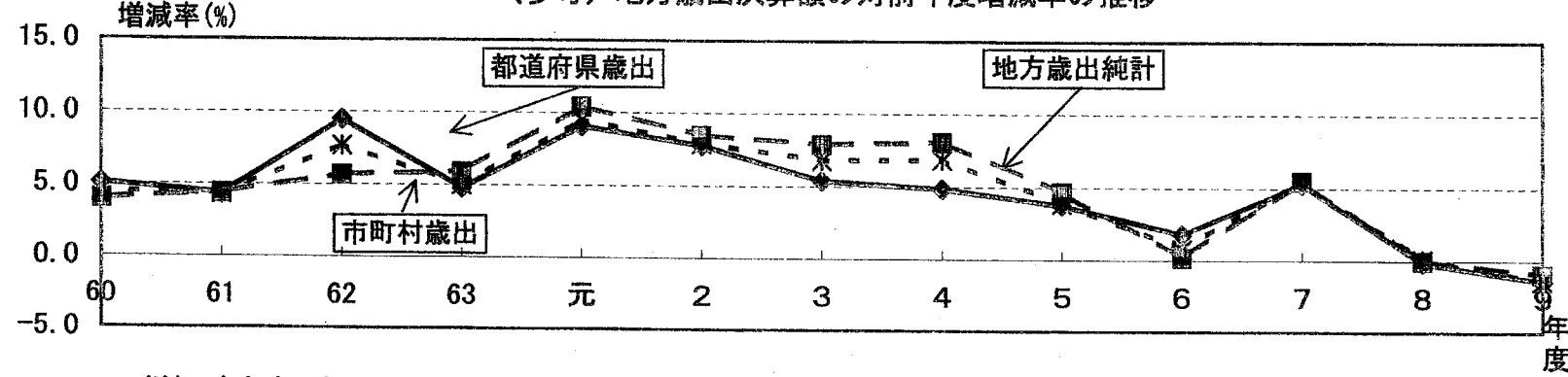
- ・できるだけ早期に外形標準課税の導入を図ることが望ましい。なお、その具体的な実施時期は、景気の状態等を踏まえて判断する必要。
- ・今後、各界各層で幅広く議論され、国民的な合意の形成が図られることを期待。

主要税目の税収の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。

(参考) 地方歳出決算額の対前年度増減率の推移



(注) 各年度とも決算額による対前年度増減率を使用した。